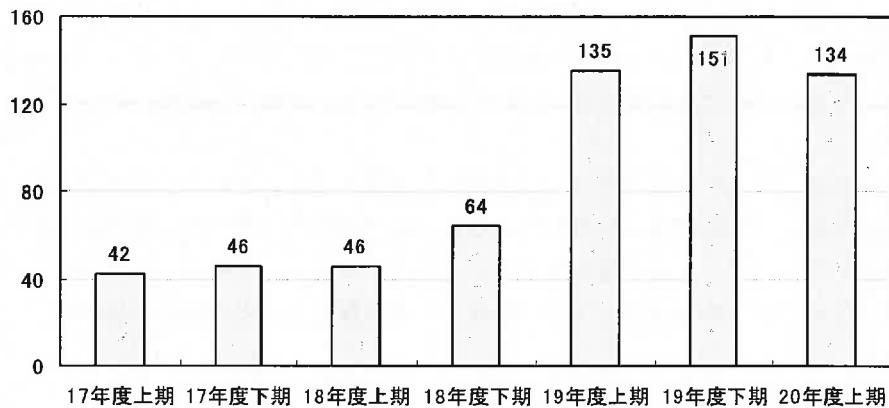


「倒産」に関連した相談が増えています！

近年、英会話教室やエステ店、楽器店等の倒産などが相次ぎ、前払いでの料金を支払っていた消費者からの相談が急増しています。



前払い契約すると、正規料金から値引があったり、無料のサービスが付いたりと、消費者にとって、魅力的な特典が付くことがあります。しかし、その裏には大きなリスクが潜んでいることを忘れてはいけません。前払い契約の長所と短所をまとめると次のようにになりますから、前払いの契約をする時は、これらを参考にしてください。

【長所】

- 消費者 — 商品・サービスが安くなる。
- 事業者 — 顧客の囲い込み、まとまった現金収入、資金運用が可能。

【短所】

- 消費者 — 倒産するとサービスを受けられない、返金されない恐れ。信販会社とクレジット契約で分割払いをしていた場合は、支払債務が残ることも。
- 事業者 — 利益が少なくなる。管理費用が必要。

万が一、契約の相手先が倒産した場合は、その事業者は裁判所に破産を申し立てます。それを受け、裁判所は破産手続きの開始を決定するとともに、破産管財人を選定します。この際、事業者と契約していた消費者は「債権者」となりますから、必ず「債権届け」を提出しましょう。

その後、破産管財人が、事業者の資産を換金し、法律に基づく順位に従って債権者に配当します。しかし、前払いをした消費者は「一般債権」となり、配当があったとしてもほんのわずかであったり、全く配当がない場合もあります。

最近では、経営が苦しくなった事業者が、強引に高額商品の契約を取り付け、代金を前払いを受け取った後に、商品を納めないまま倒産するといった悪質な苦情相談も入ってきています。

最近の不況が、倒産による苦情相談の増加と因果関係があるのかどうか、はつきりとは分かりませが、皆さんの身近な生活の場においても、こうしたリスクが潜んでいることを念頭におきながら、かしこく買い物をして欲しいと思います。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブル

をはじめ、消費生活に関する相談を受け付けています。電話番号は058-277-1003です。また、4月からは土曜日も電話による相談を受け付けます。

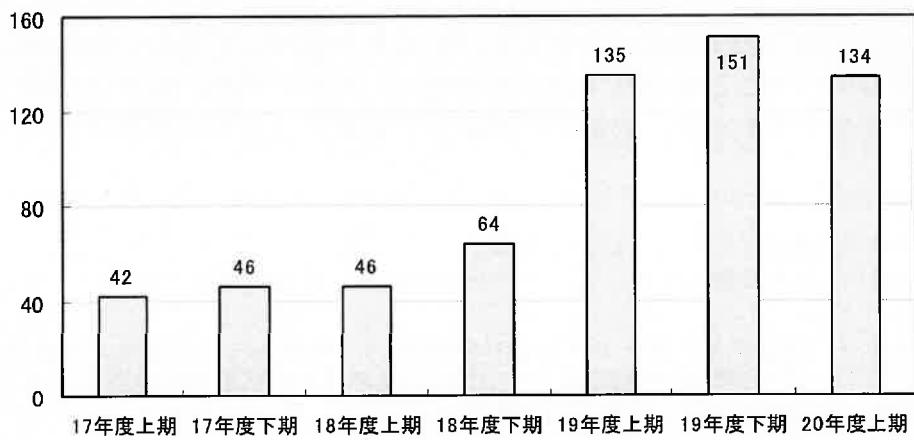
県の消費生活相談窓口に寄せられた相談事例

事例1

平成19年6月に、エステ店に出向き、痩身エステを契約した。数回サービスを受けたが、途中で業者が倒産してしまった。クレジットでの分割払いを信販会社と契約していたので、その支払いが残っている。今後、サービスを受けることができないので、支払いを止めたい。

事例2

1年前に、脱毛と美顔エステの契約をし、信販会社と約28万円をクレジットでの分割払いすることにした。3ヶ月前、業者が倒産し、裁判所から自己破産通知書が届いた。同時に信販会社から「債権者は連絡してください」との通知が来たが、放置していた。一時期、信販会社からの引き落としが止まっていたが、昨日になって「引き落としを再開する」との通知が届いた。どうすればよいか。



H21.3.24 岐阜新聞掲載